

公的研究費の管理及び運営に関する規程

第1条（目的）

この規程は、株式会社 Preferred Networks（以下「会社」という。）において、国又は国が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）の管理及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（責任の体系）

公的研究費の管理及び運営に関する責任の範囲は、次の各号に定めるところによる。

（1）最高管理責任者

会社全体を統括し、公的研究費の管理及び運営について最終的な責任を負い、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（以下「研究不正防止規程」という。）の定める統括責任者がその任に当たる。

（2）統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理に関する不正行為の防止のための対策の実施に責任を負い、最高管理責任者が指名する者がその任に当たる。

（3）コンプライアンス推進責任者

統括管理責任者の指示に基づき、公的研究費の管理及び運営に関する不正行為の防止のための対策を実施し、法務部門のコンプライアンス担当者がその任に当たる。

第3条（不正防止計画）

最高管理責任者は、統括管理責任者の補佐を受け、公的研究費の管理及び運営上の不正行為を防止するため、コンプライアンス研修の実施計画を含む不正防止計画を策定する。

第4条（不正防止計画の実施）

1. 統括管理責任者は、不正防止計画に基づき、公的研究費の管理及び運営上の不正行為を防止するために必要なコンプライアンス研修、モニタリング（発注・検収・支払等の実施状況及び会計書類の確認、物品の実査等をいう。）その他の措置を実施する。
2. 前項の定める措置には次の各号に定める措置を含むものとする。
 - （1）予算の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証
 - （2）発注及び検収の仕組みの構築及びその運営状況の検証
 - （3）業務委託の実施状況及び非常勤雇用者の勤務状況の確認
3. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示に基づき、第1項の定める措置の一部を実施する。

第4条の2（研究者等の責務）

公的研究費を得て行う研究活動に関与する研究者及び事務職者等（以下「研究者等」という。）は、公的研究費を適正に管理・運営しなければならない、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

第5条（告発窓口）

最高管理責任者は、公的研究費の管理及び運営に関する告発又は相談を受け付けるための窓口（以下「告発窓口」という。）を置くものとする。

第6条（告発の受付体制等）

研究不正防止規程第7条ないし第13条の各規定は、公的研究費の管理及び運営上の不正行為に関する告発又は相談の受付及び関係者の取扱いについて準用する。

第7条（予備調査の実施等）

1. 研究不正防止規程第14条ないし第24条の各規定は、公的研究費の管理及び運営上の不正行為に関する調査について準用する。

2. 公的研究費の管理及び運営に関する本調査における調査委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 最高管理責任者が指名する者 1 名
 - (2) 財務の知見を有する者 1 名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 1 名
3. 予備調査の結果、本調査を不実施と決定した場合、総括責任者は資金配分機関に対して不実施の旨を通知する。
4. 調査委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、資金配分機関に報告・協議しなければならない。
5. 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告する。

第 8 条（認定の手続等）

1. 研究不正防止規程第 25 条ないし第 29 条の各規定は、公的研究費の管理及び運営上の不正行為等の認定について準用する。
2. 公的研究費の管理及び運営に関する本調査において、調査委員会は、公的研究費の管理及び運営上の不正行為の有無、不正行為があったと認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合その他必要な事項を認定する。

第 9 条（本調査における一時的措置等）

研究不正防止規程第 31 条ないし第 36 条の各規定は、公的研究費の管理及び運営上の不正行為に対する措置及び処分について準用する。

第 10 条（取引業者の管理）

1. 会社は、会社との間で取引を行う第三者（以下「取引業者」という。）が公的研究費の管理及び運営上の不正行為に関与したときは、当該取引業者との間で行った取引を直ちに停止するものとする。ただし、その関与の程度が軽度の場合には、取引を停止しないことができる。
2. 会社は、公的研究費に関わる取引を行うに当たり、取引業者との間で、前項に定める措置を可能とする合意を書面により行わなければならない。
3. 研究者等は、取引業者との癒着防止に努めなければならない。
4. 会社は、取引業者との間で、別途会社が定める基準を超える公的研究費に関わる取引を行う場合には、取引会社から誓約書を取得するものとする。

第 11 条（指針への準拠）

公的研究費の管理及び運営に関する事項への対応は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（2014 年 2 月 18 日改正、文部科学省）」、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（2015 年 1 月 15 日改正、経済産業省）」その他公的指針に準拠して行う。

附 則

この規程は、2018 年 7 月 6 日から施行する。

改定

2024 年 3 月 31 日（第 2 条(2)）

2024 年 10 月 16 日（第 4 条の 2、第 7 条及び第 10 条）